

価値  
開発

第145回  
定時株主総会

招集ご通知

**開催日時** 2019年6月27日（木曜日）午前10時  
受付開始：午前9時30分

**開催場所** ベルサール神保町 2階イベントホール  
東京都千代田区西神田3-2-1

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。

目 次

第145回定時株主総会招集ご通知……………	1
（提供書面）	
事業報告……………	3
連結計算書類……………	15
計算書類……………	18
監査報告……………	21
株主総会参考書類……………	27

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町一丁目12番3号  
**価 値 開 発 株 式 会 社**  
代 表 取 締 役 高 倉 茂  
社 長

## 第145回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第145回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年6月26日（水曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年6月27日（木曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 ベルサール神保町 2階イベントホール  
東京都千代田区西神田3-2-1
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項
  1. 第145期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第145期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決 議 事 項
  - 第 1 号 議 案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件
  - 第 2 号 議 案 定款一部変更の件
  - 第 3 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
  - 第 4 号 議 案 監査等委員である取締役3名選任の件
  - 第 5 号 議 案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件
  - 第 6 号 議 案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

賛否の記載がない議決権行使書が会社に提出された場合、議案について賛成の意思表示があったものとして取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト ([http://www.kachikaihatsu.co.jp/ir\\_info.php](http://www.kachikaihatsu.co.jp/ir_info.php)) に掲載させていただきます。

本招集ご通知に際しまして提供すべき書類のうち、事業報告の「会社の体制及び方針」、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき当社ウェブサイト ([http://www.kachikaihatsu.co.jp/ir\\_info.php](http://www.kachikaihatsu.co.jp/ir_info.php)) に掲載しております。したがって、本招集ご通知の提供書面は、会計監査人及び監査役が会計監査報告、監査報告を作成するに際して監査した対象の一部であります。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府、日銀による各種政策効果により緩やかな回復傾向がみられる一方で、地政学的リスクの高まりなどによる世界経済の減退が国内経済に大きな影響を与える可能性を内在しております。当社グループが営むホテル業界におきましては、政府の観光推進政策などにより引き続き訪日外国人旅行者の宿泊需要が主要都市を中心に堅調に推移しております。一方で社会的に深刻な人材不足による人材関連コストの上昇や国内ホテルの開発の過熱がホテル間の競争を激化させております。また、自然災害などの影響により一時的な訪日外国人旅行者の減少も起りました。

このような経済状況のもとで当社グループは、ホテルマネジメントを柱とする安定収入を基礎とした堅実な利益体質を獲得し、公開企業の公共性を自覚した社会に貢献できる企業へ飛躍する、という当社グループの当面の最重要課題の達成に向け、新規ホテルの開発と既存ホテルの稼働率及び客室単価の向上を行っております。

ホテル事業につきましては、都市型ビジネスホテル『ベストウエスタン』と中長期滞在型ホテル『バリュー・ザ・ホテル』の2ブランドの運営を事業の中核に据えております。『ベストウエスタン』については、既存ホテルにおいて安定して高稼働率を確保していることから客単価の上昇による収益増加を図りつつ、新規ホテルを出店しブランドの拡大を進めております。『バリュー・ザ・ホテル』については、震災復興関連宿泊需要が大きく低迷しているため、これまでの震災復興関連宿泊需要のみならず、1泊2食付きのメリットを活かし、一般企業等の大型宿泊需要など顧客層の拡大に取り組むとともに、支払家賃などの固定費の削減に取り組んでおります。

当連結会計年度の当社グループの経営成績は、次のとおりとなりました。

売上高は5,084百万円(前年同期比9.1%増)、営業損失は358百万円(前年同期営業損失321百万円)、経常損失は704百万円(前年同期経常損失466百万円)、親会社株主に帰属する当期純損失は2,960百万円(前年同期親会社株主に帰属する当期純損失413百万円)となりました。

売上高は、『バリュー・ザ・ホテル』において震災復興関連宿泊需要の低迷などにより稼働率が低下した影響がありましたが、『ベストウエスタン』において2018年6月に『ベストウエスタンプラスホテルフィーノ千歳』、2018年8月に『新大阪ホテル(2018年12月『シュアステイプラスホテル by ベストウエスタン新大阪』にリブランド)』、2018年10月に『ベストウエスタンホテルフィーノ東京秋葉原』、2019年2月に『ベストウエスタンプラスホテルフィーノ大阪北浜』がオープンし増収となりました。

営業損失は、増収の影響はあったものの、新規ホテルのオープンに伴う経費を計上したことや運営する既存ホテルの人件費、清掃費、旅行代理店等手数料、水道光熱費などの運営費用が全体として増加したことな

どにより減益となりました。

経常損失は、営業外費用として第三者割当増資に係る株式交付費115百万円などを計上しております。

親会社株主に帰属する当期純損失は、特別損失としてホテル事業における収益性の低下がみられる固定資産及び不動産事業における売却予定の収益物件等について「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき減損損失2,252百万円などを計上しております。

セグメント別成績につきましては、ホテル事業は、売上高4,968百万円（前年同期比9.8%増）、営業損失48百万円（前年同期営業利益108百万円）となりました。不動産事業は、売上高116百万円（前年同期比13.3%減）、営業利益12百万円（前年同期営業損失135百万円）となりました。なお、この成績はセグメント間の取引を消去した外部顧客との取引結果に基づくものであります。

当社グループは、健全な財務体質の確保が急務であるため、当期は無配とさせていただきます。株主の皆様には誠に遺憾なことで深くお詫び申し上げます。今後当社グループは、未処理損失の解消を最優先事項とし、堅固な利益体質の獲得を目指してまいります。引き続き当社事業へのご理解とご協力のほど、お願い申し上げます。

## (2) 設備投資の状況

当社グループの当連結会計年度の設備投資額は、379百万円であります。ホテル事業において株式会社バリュー・ザ・ホテル宮城が、中長期的に安定した運営を今後も行っていくためバリュー・ザ・ホテル古川三本木及びバリュー・ザ・ホテル東松島矢本の建物を不動産信託受益権として取得しております。また、新規ホテルの開業準備のための設備投資などを行いました。

## (3) 資金調達の状況

2018年11月12日に第三者割当による新株式を発行し、これにより644百万円を調達しました。

2019年3月29日に第三者割当による新株式を発行し、これにより965百万円の貸付債権のデット・エグイティ・スワップによる現物出資を含め1,908百万円を調達しました。

2019年3月22日に当社は、機動的な運転資金の調達を行うため、Star Asia Opportunity III LPと総額600百万円のコミットメントライン契約を締結しました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

## (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

当社は、「合同会社東北早期復興支援ファンド2号」の持分を1百万円で、「合同会社バリュー・ザ・ホテルファンド」の持分及び匿名組合出資持分を494百万円で取得しております。

## (8) 財産及び損益の状況

区 分	2015年度 第142期	2016年度 第143期	2017年度 第144期	2018年度 第145期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	5,754,056	5,662,638	4,660,481	5,084,051
経常損益 (千円)	443,049	662,172	△466,089	△704,397
親会社株主に帰属する当期純損益 (千円)	418,053	47,564	△412,938	△2,960,115
1株当たり当期純損益 (円)	3.13	3.55	△30.79	△200.11
総資産 (千円)	6,846,806	4,363,344	5,361,557	5,334,636
純資産 (千円)	1,624,842	1,666,265	1,250,174	842,304

- (注) 1. 第144期より、投資事業組合運用益を営業外収益から売上高に計上することとしたため、第143期については遡及処理後の数値となっております。
2. 2016年10月1日を効力発生日として、普通株式について10株を1株とする株式併合を実施したため、第143期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、「1株当たり当期純損益」を算定しております。

## (9) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社との関係

会社名	当社株式 の持株数	当社への 出資比率	関係内容
Star Asia Opportunity III LP	40,509,962株	75.53%	当社は、Star Asia Opportunity III LPの属するスターアジアグループと業務提携契約を締結しております。
SAO III GP Ltd.	—株 (40,509,962株)	—% (75.53%)	SAO III GP Ltd.は、スターアジアグループに属しております。
Star Asia Group LLC	—株 (40,509,962株)	—% (75.53%)	Star Asia Group LLCは、スターアジアグループに属しております。

- (注) 1. Star Asia Opportunity III LP、SAO III GP Ltd.及びStar Asia Group LLCは、2019年3月29日に実施いたしましたStar Asia Opportunity III LPに対する第三者割当増資により、当社の親会社に該当することとなりました。
2. ( )は間接保有分を記載しております。

## ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社フィーノホテルズ	9,900万円	100.00%	マネジメント事業：ホテルの運営業務 オペレーション事業：受託ホテルの運営業務
株式会社衣浦グランドホテル	100万円	100.00%	マネジメント事業：ホテルの運営業務
株式会社バリュー・ザ・ホテル	1,000万円	100.00%	マネジメント事業：ホテルの運営業務
株式会社バリュー・ザ・ホテル宮城	100万円	100.00%	マネジメント事業：ホテルの運営業務
株式会社プレミアリゾートオペレーションズ	8,203万円	86.36%	マネジメント事業：ホテルの運営業務
株式会社 ベストウェスタンホテルズジャパン	4,000万円	100.00%	フランチャイズ事業：ホテルのフランチャイズ加盟業務
朝里川温泉開発株式会社	1,000万円	100.00%	不動産開発事業：開発不動産の保有・開発、それに関わる情報収集、調査、企画業務
合同会社東北早期復興支援ファンド2号	30万円	100.00%	バリュー・ザ・ホテル東松島矢本及びバリュー・ザ・ホテル古川三本木の建物等に係る不動産信託受益権管理業務
合同会社バリュー・ザ・ホテルファンド	10万円	100.00%	同上

#### (10) 対処すべき課題

当社グループは、ホテル運営を柱とする安定収入を基礎とした堅実な利益体質を獲得し、公開企業の公共性を自覚した社会貢献に尽くせる企業へと飛躍していくことが、当面の最重要課題であります。この最重要課題に対処するため、下記の事項の課題を認識し対処しております。

##### ① 新規出店

安定した収益と利益を計上するために、運営ホテル数を増やすことが不可欠であると認識しております。当社グループでは、全国主要都市を中心に中長期的な宿泊需要が見込める都市型ビジネスホテル『ベストウェスタン』の新規出店を行っております。

##### ② 利益構造の改善

中長期滞り型ホテル『バリュー・ザ・ホテル』の利益構造の改善が必要であると認識しております。『バリュー・ザ・ホテル』においては、主要な宿泊者である震災復興関連事業従事者の宿泊需要が減少しております。更なる営業努力により稼働率の改善を行う一方で、支払家賃などの固定費の削減のために運営する施設を取得するなど利益構造の改善を行っております。

##### ③ サービスレベルの維持と向上

ホテルにおけるサービスレベルの維持と向上が重要であると認識しております。ハードとソフトの両面において質の高いサービスの提供、ブランド好感度の向上などに取り組んでおり、お客様が快適に宿泊して頂けるホテルの運営を心掛けております。フェイスツーフェイスの会話を大切にして、お客様のニーズを的確にキャッチし、分析し、そして迅速な行動をとることによりお客様満足度の向上を図っております。

##### ④ 人材確保

サービス産業全体における人材不足がホテル業界においても影響を及ぼしており、今後も人材確保が重要な課題であると認識しております。当社グループでは、外国人労働者の雇用、高齢者の雇用等促進、女性の活躍推進など多角的な視点から人材の雇用確保に取り組んでおります。

不動産事業につきましては、賃貸事業の専門化を進め、現在の良好な金融環境を前提に、設備の更新による資産価値の維持向上により収益性を高め、借入条件の改善に取り組むことが課題であります。





(13) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
ホテル事業	212(220)名	45(26)名
不動産事業	—(—)名	—(—)名
全社(共通)	9(2)名	—(—)名
合計	221(222)名	45(26)名

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に外数で記載しております。  
2. 全社(共通)として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものです。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
17(3)名	1(—)名	45.4歳	5.3年

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は( )内に外数で記載しております。

(14) 主要な借入先 (2019年3月31日現在)

借入先	借入金残高(千円)
株式会社 きらぼし 銀行	1,721,656
株式会社 みずほ 銀行	800,000
株式会社 商工組合中央金庫	360,189
株式会社 富山第一 銀行	95,000
株式会社 常陽 銀行	38,640

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 214,000,000株  
 (注) 2019年3月29日開催の臨時株主総会の決議に基づく定款の一部変更により、2019年3月28日に42,000,000株から64,000,000株に、2019年3月29日に64,000,000株から214,000,000株に変更しております。
- (2) 発行済株式の総数 53,629,341株  
 (注) 2018年11月12日及び2019年3月29日を払込期日とする第三者割当による募集株式の発行により、発行済株式の総数は2,800,000株及び37,416,800株増加しております。
- (3) 株主数 10,033名
- (4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
Star Asia Opportunity III LP	40,509,962	75.53
マルコム・エフ・マクリーン4世	980,392	1.82
増山太郎	980,392	1.82
木下雅勝	693,000	1.29
株式会社SBI証券	264,100	0.49
PHILLIP SECURITIES (HONG KONG) LIMITED LIM WAH SAI	259,800	0.48
楽天証券株式会社	138,900	0.25
高倉茂	129,400	0.24
村山信也	126,800	0.23
株式会社ワールドトラベル	120,700	0.22

(注) 持株比率は自己株式(1,525株)を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項  
 該当事項はありません。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況 (2019年3月31日現在)

		第139期新株予約権 (報酬型)
発行決議の日		2012年8月28日
新株予約権の数		115個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式 11,500株 (新株予約権1個当たり100株)
新株予約権の発行価額		無償
新株予約権の行使時の払込金額		1個当たり 100円 (1株当たり 1円)
新株予約権の行使期間		2012年9月15日から 2042年9月14日まで
新株予約権の行使の条件		(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	保有者数 1名 保有数 1個 目的である株式の数 1株
	社外取締役	該当者はありません。
	監査役	保有者数 2名 保有数 115個 目的である株式の数 11,500株

(注) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たるときには翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
  - ② 上記①にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。
  - ③ その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に対し交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2019年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	高 倉 茂	(株)フィノホテルズ代表取締役社長、(株)衣浦グランドホテル代表取締役社長、(株)バリュー・ザ・ホテル代表取締役社長、(株)バリュー・ザ・ホテル宮城代表取締役社長、朝里川温泉開発(株)代表取締役社長、(株)ベストウェスタンホテルズジャパン代表取締役社長、(株)プレミアリゾートオペレーションズ代表取締役社長
専 務 取 締 役	杉 本 邦 洋	ホテル事業本部長、(株)フィノホテルズ専務取締役、(株)バリュー・ザ・ホテル専務取締役、(株)バリュー・ザ・ホテル宮城専務取締役、朝里川温泉開発(株)取締役、(株)ベストウェスタンホテルズジャパン取締役
取 締 役	秋 山 耕 一	管理本部長、(株)フィノホテルズ取締役、(株)バリュー・ザ・ホテル取締役、(株)バリュー・ザ・ホテル宮城取締役、朝里川温泉開発(株)取締役、(株)ベストウェスタンホテルズジャパン取締役
取 締 役	木 村 康 一	(株)ジャパンニューアルファ監査役、(株)ティーダップ監査役
常 勤 監 査 役	田 辺 幸 雄	
監 査 役	堀 田 滋 朗	
監 査 役	小 川 喜 之	(株)ごえんカンパニー取締役、クラウド・インベストメント(株)取締役、FUEL(株)取締役

- (注) 1. 取締役の木村 康一氏は社外取締役であります。なお、当社は同氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役の田辺 幸雄氏は、総務部長（総務課、財務課、経理課）として永年勤務し、実務経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役の堀田 滋朗氏及び小川 喜之氏は社外監査役であります。
4. 社外監査役の堀田 滋朗氏は、直接会社経営に関与した経験もあり、会社の財務及び法務に精通しており、会社経営を統括・監査する十分な知見を有しております。
5. 社外監査役の小川 喜之氏は、会社役員としての経験や、不動産関連事業等の各分野における高い見識を有しております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は現行定款において、社外取締役及び社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めております。これにより、社外取締役の木村 康一氏並びに社外監査役の堀田 滋朗氏及び小川 喜之氏は当社との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- 社外取締役及び社外監査役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- 上記の責任限定が認められるのは、社外取締役及び社外監査役に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員(名)	報酬等の額(千円)
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	4 (1)	43,500 (1,200)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	8,100 (4,500)
合 計	7 (3)	51,600 (5,700)

- (注) 1. 従業員兼務取締役はおりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、2008年6月27日開催の第134回定時株主総会において年額272,000千円以内と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、2006年6月29日開催の第132回定時株主総会において年額24,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

○社外取締役 木村 康一氏

・当社は、株式会社ジャパンニューアルファ及び株式会社ティードアップとの間には特別な関係はございません。

○社外監査役 小川 喜之氏

・当社は、株式会社ごえんカンパニー、クラウド・インベストメント株式会社及びFUEL株式会社との間に特別な関係はございません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動内容
木村 康一	社外取締役	当事業年度開催の取締役会25回のうち25回全てに出席しており、経営者の視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
堀田 滋朗	社外監査役	当事業年度開催の取締役会25回のうち25回全てに出席し、監査役会9回のうち9回全てに出席しており、経営及び監査等について異種分野の視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
小川 喜之	社外監査役	当事業年度開催の取締役会25回のうち25回全てに出席し、監査役会9回のうち9回全てに出席しており、経営及び監査等について異種分野の視点から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

## 5. 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 誠栄監査法人  
 (2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	20,000千円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社は現行定款において、会計監査人との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めております。これにより、会計監査人との間で責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- 会計監査人が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- 上記の責任限定が認められるのは、当該会計監査人に責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## 連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円、千円未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>2,089,499</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>2,031,761</b>
現金及び預金	1,615,838	支払手形及び買掛金	3,446
受取手形及び売掛金	296,370	短期借入金	800,000
原材料及び貯蔵品	22,820	1年内返済予定の長期借入金	550,300
その他	154,471	リース債務	13,953
<b>固 定 資 産</b>	<b>3,245,137</b>	未払金	462,338
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>1,404,627</b>	未払費用	97,401
建物及び構築物	587,708	未払法人税等	22,064
機械装置及び運搬具	28,298	預り金	31,919
工具、器具及び備品	281,884	その他	50,340
土地	353,669	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,460,571</b>
リース資産	153,067	長期借入金	1,731,339
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>44,838</b>	リース債務	203,352
ソフトウェア	43,063	繰延税金負債	44
その他	1,775	長期未払金	229,427
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>1,795,671</b>	預り敷金・保証金	20,367
投資有価証券	16,948	退職給付に係る負債	11,227
長期前払費用	24,882	資産除去債務	162,687
繰延税金資産	14,580	その他	102,128
投資不動産	431,800	<b>負 債 合 計</b>	<b>4,492,332</b>
不動産信託受益権	704,000	<b>純 資 産 の 部</b>	
敷金及び保証金	603,363	<b>株 主 資 本</b>	<b>840,134</b>
その他	99	資本金	7,884,980
<b>資 産 合 計</b>	<b>5,334,636</b>	資本剰余金	1,276,128
		利益剰余金	△8,318,002
		自己株式	△2,972
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>100</b>
		その他有価証券評価差額金	100
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>2,070</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>842,304</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>5,334,636</b>



## 連結損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円、千円未満四捨五入)

科 目	金 額	
売上高		5,084,051
売上原価		617,542
売上総利益		4,466,509
販売費及び一般管理費		4,824,832
営業損失 (△)		△358,323
営業外収益		
受取利息	2,127	
受取配当金	3	
助成金の収入	5,748	
その他	1,686	9,564
営業外費用		
支払利息	153,965	
支払手数料	9,870	
株式交付費	114,882	
借入金繰上弁済関連費用	49,213	
その他	27,707	355,637
経常損失 (△)		△704,397
特別利益		
負のれん発生益	51,172	
その他	5,000	56,172
特別損失		
固定資産除却損	1,452	
減損損	2,251,848	2,253,300
税金等調整前当期純損失 (△)		△2,901,525
法人税、住民税及び事業税	4,908	
法人税等調整額	53,682	58,590
当期純損失 (△)		△2,960,115
親会社株主に帰属する当期純損失 (△)		△2,960,115

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円、千円未満四捨五入)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	6,608,852	-	△5,395,628	△2,972	1,210,252
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行	1,276,128	1,276,128			2,552,257
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)			△2,960,115		△2,960,115
土地再評価差額金の 取 崩			37,740		37,740
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	1,276,128	1,276,128	△2,922,374	-	△370,118
当 期 末 残 高	7,884,980	1,276,128	△8,318,002	△2,972	840,134

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	112	37,740	37,852	2,070	1,250,174
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					2,552,257
親会社株主に帰属 する当期純損失(△)					△2,960,115
土地再評価差額金の 取 崩		△37,740	△37,740		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△12	-	△12	-	△12
当 期 変 動 額 合 計	△12	△37,740	△37,753	-	△407,870
当 期 末 残 高	100	-	100	2,070	842,304

# 貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：千円、千円未満四捨五入)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>資 産 の 部</b>		<b>負 債 の 部</b>	
<b>流 動 資 産</b>	<b>1,342,702</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,337,563</b>
現金及び預金	1,242,720	買掛金	3,446
売掛金	2,769	短期借入金	800,000
前払費用	5,564	1年内返済予定の長期借入金	404,324
未収入金	756	未払金	75,934
関係会社短期債権	281,990	未払費用	4,265
その他	10,076	未払法人税等	28,026
貸倒引当金	△201,174	前受金	8,027
		預り金	12,610
		その他	930
<b>固 定 資 産</b>	<b>2,050,377</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,515,521</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>30,446</b>	長期借入金	1,492,122
建物	2,867	繰延税金負債	44
工具、器具及び備品	356	預り敷金・保証金	11,254
土地	27,223	退職給付引当金	5,329
		その他	6,771
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,687</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>2,853,083</b>
その他	1,687	<b>純 資 産 の 部</b>	
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>2,018,245</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>537,827</b>
投資有価証券	820,014	資本金	7,884,980
関係会社株式	89,882	資本剰余金	1,276,128
出資金	30	資本準備金	1,276,128
関係会社長期貸付金	4,485,700	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>△8,620,309</b>
長期前払費用	2,500	利益準備金	11,300
投資不動産	431,800	その他利益剰余金	△8,631,609
敷金及び保証金	35,219	繰越利益剰余金	△8,631,609
貸倒引当金	△3,846,900	<b>自 己 株 式</b>	<b>△2,972</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>3,393,080</b>	評価・換算差額等	100
		その他有価証券評価差額金	100
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>2,070</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>539,997</b>
		<b>負 債 純 資 産 合 計</b>	<b>3,393,080</b>

## 損益計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円、千円未満四捨五入)

科 目	金 額	
売上高		557,236
売上原価		111,575
売上総利益		445,661
販売費及び一般管理費		442,464
営業利益		3,197
営業外収益		
受取利息	9,295	
受取配当金	3	
その他の	665	9,962
営業外費用		
支払利息	84,117	
支払手数料	9,870	
株式交付費	114,882	
その他の	9,301	218,170
経常損失 (△)		△205,011
特別損失		
投資有価証券評価損	1,177,208	
関係会社株式評価損	168,999	
減損損失	482,340	
貸倒引当金繰入額	2,012,611	3,841,159
税引前当期純損失 (△)		△4,046,170
法人税、住民税及び事業税	1,210	
法人税等調整額	24,351	25,561
当期純損失 (△)		△4,071,730

# 株主資本等変動計算書

(2018年4月1日から  
2019年3月31日まで)

(単位：千円、千円未満四捨五入)

	株 主 資 本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計		
当 期 首 残 高	6,608,852	-	-	11,300	△4,597,619	△4,586,319	△2,972	2,019,560
当 期 変 動 額								
新 株 の 発 行	1,276,128	1,276,128	1,276,128					2,552,257
当期純損失(△)					△4,071,730	△4,071,730		△4,071,730
土地再評価差額 金の取崩					37,740	37,740		37,740
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計	1,276,128	1,276,128	1,276,128	-	△4,033,990	△4,033,990	-	△1,481,733
当 期 末 残 高	7,884,980	1,276,128	1,276,128	11,300	△8,631,609	△8,620,309	△2,972	537,827

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当 期 首 残 高	112	37,740	37,852	2,070	2,059,482
当 期 変 動 額					
新 株 の 発 行					2,552,257
当期純損失(△)					△4,071,730
土地再評価差額 金の取崩		△37,740	△37,740		-
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△12	-	△12	-	△12
当期変動額合計	△12	△37,740	△37,753	-	△1,519,486
当 期 末 残 高	100	-	100	2,070	539,997

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

価値開発 株式会社  
取締役会 御中

#### 誠栄監査法人

代表社員	公認会計士	田村	和己	Ⓔ
業務執行社員				
代表社員	公認会計士	吉田	茂	Ⓔ
業務執行社員				

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、価値開発株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、価値開発株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2019年5月20日

価値開発 株式会社  
取締役会 御中

誠栄監査法人

代表社員 公認会計士 田村 和己 ㊟  
業務執行社員  
代表社員 公認会計士 吉田 茂 ㊟  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、価値開発株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第145期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。



#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第145期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月23日

価値開発株式会社

監査役会

常勤監査役	田 辺	幸 雄	㊟
社外監査役	堀 田	滋 朗	㊟
社外監査役	小 川	喜 之	㊟

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の件

資本金及び資本準備金の額を減少することによる税負担の軽減や繰越利益剰余金の欠損填補による財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行いたいと存じます。なお、本措置は計算書類上の「純資産の部」における勘定の振替処理であるため、本議案が原案通り可決されましても、計算書類上の純資産の額に変動はございません。

#### 1. 資本金の額の減少の要領

会社法第447条第1項の規定に基づき、2019年3月31日現在の資本金7,884,980,010円のうち、7,787,020,760円を減少して97,959,250円とし、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

減少する資本金の額	7,787,020,760円
-----------	----------------

#### 2. 資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、2019年3月31日現在の資本準備金1,276,128,400円を全額減少して、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

減少する資本準備金の額	1,276,128,400円
-------------	----------------

#### 3. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記資本金及び資本準備金振替後のその他資本剰余金9,063,149,160円のうち8,631,609,373円を減少して、繰越利益剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額	8,631,609,373円
(2) 増加する繰越利益剰余金の額	8,631,609,373円
(3) 減少後のその他資本剰余金の額	431,539,787円
(4) 増加後の繰越利益剰余金の額	0円

#### 4. 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の効力発生日

2019年9月1日

## 第2号議案から第7号議案に共通するご参考事項

当社は、取締役の職務の執行に対する監督機能の強化及び経営の意思決定の機動化によるコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実を目的として、「監査等委員会設置会社」に移行したいと存じます。第2号議案から第7号議案につきましては、いずれも監査等委員会設置会社への移行に関連する議案になります。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案理由

- (1) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- (2) 監査等委員会設置会社への移行に伴い、事業展開の推進と業務執行者に対する監督機能を強化するために、定款上の役員の数、現行の取締役6名以内、監査役4名以内から、取締役（監査等委員である取締役を除く。）10名以内、監査等委員である取締役5名以内とする変更を行うものであります。
- (3) 当社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るため、現行定款第2条に定める目的に追加、削除等を行うものであります。
- (4) 会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるようにするために、変更を行うものであります。なお、当該変更については、各監査役の同意を得ております。
- (5) コーポレートガバナンス・コードに関する取り組みの一環として、いわゆる実質株主の皆様から株主としての権利行使について事前申出があった場合は、名義株主である信託銀行等と協議の上、株主としての権利を行使していただけるよう対応を講じたく、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家等が株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる旨の規定の新設を行うものであります。
- (6) 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。



現行定款	変更案
<p>第3条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都に於いて発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第7条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(单元未満株主の権利制限) 第8条 当会社の单元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 募集株式または募集新株予約権の割り当てを受ける権利</p> <p>第9条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 株主名簿および新株予約権原簿への記録、单元未満株式の買取り、その他株式および新株予約権に関する手続及び手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条、第13条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は株主総会の招集通知に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議長) 第16条 株主総会の議長は社長が之に当たり社長事故あるときは他の取締役中の一人がこれに当たる。</p> <p>第17条、第18条 &lt;条文省略&gt;</p>	<p>第3条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>第2章 株式</p> <p>第5条～第7条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(单元未満株主の権利制限) 第8条 当会社の单元未満株式を有する株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 募集株式又は募集新株予約権の割り当てを受ける権利</p> <p>第9条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。</p> <p>(株式取扱規程) 第11条 株主名簿及び新株予約権原簿への記録、单元未満株式の買取り、その他株式及び新株予約権に関する手続及び手数料については取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>第12条、第13条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>第14条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第15条 当会社は株主総会の招集通知に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(議長) 第16条 株主総会の議長は社長がこれに当たり、社長に事故あるときは他の取締役中の一人がこれに当たる。</p> <p>第17条、第18条 &lt;現行どおり&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は代理人1名に委任して議決権を行使することができる。但しその代理人は当会社の議決権ある株主および実質株主であることを要する。 &lt;新 設&gt; 2. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</p> <p>(株主の提案権) 第20条 株主が株主総会の目的事項又は、議案につき提案しようとする時は、会日の8週間前に書面により請求しなければならない。 (総会の議事録) 第21条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が署名又は、記名捺印又は電子署名を行う。 2. 株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第22条 &lt;条文省略&gt; (取締役の定員) 第23条 当会社の取締役は6名以内とする。 &lt;新 設&gt; (取締役の選任) 第24条 取締役は株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。 2. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第25条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は他の取締役の残任期間とする。 &lt;新 設&gt; &lt;新 設&gt;</p>	<p>(議決権の代理行使) 第19条 株主は代理人1名に委任して議決権を行使することができる。ただし、その代理人は当会社の議決権を有する株主であることを要する。 2. 前項の規定にかかわらず、取締役会において定める株式取扱規程の定めるところにより、信託銀行等の名義で株式を保有し自己名義で保有していない機関投資家は、株主総会に出席してその議決権を代理行使することができる。 3. 株主又は代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。 (株主の提案権) 第20条 株主が株主総会の目的事項又は議案につき提案しようとするときは、会日の8週間前に書面により請求しなければならない。 (総会の議事録) 第21条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が署名又は記名捺印若しくは電子署名を行う。 2. 株主総会の議事録はその原本を決議の日から10年間本店に備え置き、その写しを5年間支店に備え置く。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>第22条 &lt;現行どおり&gt; (取締役の定員) 第23条 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は10名以内とする。 2. 当会社の監査等委員である取締役は5名以内とする。 (取締役の選任) 第24条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。 2. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。 (取締役の任期) 第25条 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 2. 増員により、又は補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の残任期間とする。 3. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</p>



現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集) 第26条 取締役会の招集通知は各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発するものとする。但し緊急の必要がある時には、この期間を短縮することができ、又は取締役および監査役全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議) 第27条 取締役会の決議は取締役の過半数が出席しその過半数をもって決する。</p> <p>第28条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(代表取締役) 第29条 当会社の代表取締役は取締役会の決議をもって定める。</p> <p>(役付取締役) 第30条 取締役会は会長、社長各1名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(分掌) 第31条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長は取締役会の決議を執行し、会社業務を総括し、取締役社長に事故あるときは予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれを代わる。 &lt;新 設&gt;</p> <p>(取締役会の議事録) 第32条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役および監査役が署名又は、記名捺印又は電子署名を行う。取締役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬等) 第33条 取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第34条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>2. 当社は、社外取締役の間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(取締役会の招集) 第26条 取締役会の招集通知は各取締役に対して会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときには、この期間を短縮することができ、又は取締役全員の同意を得て招集手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>(取締役会の決議) 第27条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。</p> <p>第28条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(代表取締役) 第29条 当会社の代表取締役は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会の決議をもって定める。</p> <p>(役付取締役) 第30条 取締役会は、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から、会長、社長各1名、専務取締役及び常務取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(分掌) 第31条 取締役会は、社長がこれを招集し、その議長となる。社長は取締役会の決議を執行し、会社業務を総括し、社長に事故あるときはあらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。 (重要な業務執行の決定の委任) 第32条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に定める事項を除く。)</u>の決定の全部又は一部の決定を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第33条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、議長及び出席した取締役が署名又は記名捺印若しくは電子署名を行う。取締役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(取締役の報酬等) 第34条 取締役の報酬、退職慰労金、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第35条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>2. 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>の間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の設置) 第35条 当社は、監査役および監査役会を置く。</p> <p>(監査役の定員) 第36条 当会社の監査役は4名以内とする。</p> <p>(監査役の選任) 第37条 監査役は株主総会の決議によって選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を要し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>&lt;新 設&gt;</p> <p>(監査役の任期) 第38条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。補充として選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(常勤監査役) 第39条 監査役会は監査役の中から常勤監査役1名以上選任するものとする。</p> <p>(監査役会の招集) 第40条 監査役会の招集の通知は各監査役に対し会日より5日前までに発するものとする。但し緊急のときはこれを短縮することができる。</p> <p>(監査役会の決議) 第41条 監査役会の決議は監査役の過半数が出席しその過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会の議事録) 第42条 監査役会の議事の経過の要領およびその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、出席した監査役が署名又は、記名捺印又は電子署名を行う。 2. 監査役会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>(監査役の報酬及び退職慰労金) 第43条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p style="text-align: center;">第5章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第36条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>(監査等委員会の招集) 第37条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができ、又は監査等委員全員の同意を得て招集手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</p> <p>(監査等委員会の決議) 第38条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもって決する。</p> <p>(監査等委員会の議事録) 第39条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員が署名又は記名捺印若しくは電子署名を行う。監査等委員会の議事録は決議の日から10年間本店に備え置く。</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p> <p>&lt;削 除&gt;</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の責任免除)  <u>第44条</u> 当会社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であったものを含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第45条～第47条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等)            第48条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p> <p>第49条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第50条 &lt;条文省略&gt;</p> <p>(期末配当金)            第51条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>2. 前項の期末配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>第52条 &lt;条文省略&gt;</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>&lt;新 設&gt;</p>	<p style="text-align: center;">&lt;削 除&gt;</p> <p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第42条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(会計監査人の報酬等)            第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p> <p>第44条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第45条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p>(期末配当金)            第46条 当会社は、株主総会の決議によって毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p> <p>2. 前項の期末配当金はその支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるものとする。</p> <p>第47条 &lt;現行どおり&gt;</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)  <u>第1条</u> 2019年3月31日に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第44条第1項及び同条第2項の定めるところによる。</p>

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、事業展開の推進のため増員を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）7名の選任をお願いいたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	たか くら しいげ 高 倉 茂 (1949年1月26日生)	1972年4月 ヒルトンインターナショナル 入社 日本・韓国・グアム地区 営業本部長 ヒルトン東京総支配人代行 2005年10月 Lone Star Fundsのホテル運営会社 ソラーレホテルズアンドリゾーツ株式会社 入社 フルサービスホテルオペレーション本部長 兼 ロワジールホテル厚木総支配人 兼 神戸ベイシェラトンホテル&タワーズ総支配人 2011年4月 株式会社レンブラントホテル厚木 代表取締役専務 兼 総支配人 2011年11月 株式会社レンブラントホールディングス 取締役 2013年4月 当社 入社 執行役員営業本部長 2013年6月 当社 専務取締役ホテル事業本部長 2013年6月 株式会社バリュー・ザ・ホテル 代表取締役専務営業本部長 2013年6月 株式会社バリュー・ザ・ホテル宮城 代表取締役専務 2013年6月 株式会社フィノホテルズ 代表取締役社長（現任） 2013年6月 株式会社衣浦グランドホテル 代表取締役社長（現任） 2013年8月 株式会社バリュー・ザ・ホテル 代表取締役社長（現任） 2013年8月 株式会社バリュー・ザ・ホテル宮城 代表取締役社長（現任） 2014年4月 当社 代表取締役専務 2014年6月 当社 代表取締役社長（現任） 2014年6月 朝里川温泉開発株式会社 代表取締役社長（現任） 2014年6月 株式会社ベストウェスタンホテルズジャパン 代表取締役社長（現任） 2014年11月 株式会社プレミアリゾートオペレーションズ 代表取締役社長（現任）	129,400株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 高倉茂氏は、長年に渡りホテル業に従事し、同業界における豊富な経験と実績を有しております。今後の当社グループにおけるホテル事業の発展のために強いリーダーシップを発揮し、当社グループを牽引することができる人物であることから、当社の取締役としての職責を果たすことができる適切な人材と判断したため、取締役候補者としたしました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
2	杉本邦洋 (1978年5月31日生)	2001年3月 株式会社ジャパンニューアルファ 入社 2004年7月 同社 遊技事業部ストアマネージャー 2007年3月 同社 遊技事業部執行役員 2008年6月 株式会社リラフル 代表取締役社長 2013年5月 当社 入社 執行役員営業本部部長 2013年6月 当社 取締役ホテル事業本部運営部長 2013年6月 朝里川温泉開発株式会社 取締役(現任) 2013年6月 株式会社ベストウェスタンホテルズジャパン 取締役(現任) 2013年6月 株式会社フィーノホテルズ 専務取締役(現任) 2014年4月 当社 取締役ホテル事業本部長 2015年11月 当社 常務取締役ホテル事業本部長 2016年6月 当社 専務取締役ホテル事業本部長(現任) 2016年6月 株式会社バリュー・ザ・ホテル 専務取締役(現任) 2016年6月 株式会社バリュー・ザ・ホテル宮城 専務取締役(現任)	10,000株
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      杉本 邦洋 氏は、直接会社経営に関与した経験を有しており、会社経営における幅広い経験と知識を有しております。今後の当社の会社経営に貢献し、ホテル事業の発展のために重要な役割を担うことができる人物であることから、当社の取締役としての職責を果たすことができる適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	マルコム・エフ・マククリーン4世 (1969年5月5日生)	1992年7月 Kidder Peabody & Co. Vice President 1995年4月 PaineWebber Incorporated Senior Vice President 2000年2月 Mercury Real Estate Advisors LLC President and Portfolio Manager 2006年9月 スターアジアグループ Managing Partner (現任) Star Asia Group LLC Director (現任) SAO III GP Ltd. Director (現任) Star Asia Opportunity III LP 業務執行組合員 (現任) Star Asia Management Ltd. Director (現任)	980,392株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>マルコム・エフ・マククリーン4世氏は、当社の親会社を含むスターアジアグループの創業者でManaging Partnerであります。会社経営における深い見識と経験を有しており、今後のスターアジアグループとの事業展開を促進させるための適切な人材と判断したため、取締役候補者といいたしました。</p>	
4	ますやま たろう 増山 太郎 (1965年8月28日生)	1990年4月 Andersen Consulting コンサルタント 1994年9月 Bankers Trust Company Vice President 1999年3月 Merrill Lynch Managing Director 2007年2月 スターアジアグループ Managing Partner (現任) Star Asia Group LLC Director (現任) SAO III GP Ltd. Director (現任) Star Asia Opportunity III LP 業務執行組合員 (現任) Star Asia Management Ltd. Director (現任)	980,392株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>増山 太郎氏は、当社の親会社を含むスターアジアグループの創業者でManaging Partnerであります。会社経営における深い見識と経験を有しており、今後のスターアジアグループとの事業展開を促進させるための適切な人材と判断したため、取締役候補者といいたしました。</p>	
5	ほしもと りゅうたろう 橋本 龍太郎 (1983年9月22日生)	2008年4月 メリルリンチ日本証券株式会社 入社 2010年11月 ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社 入社 2015年8月 Star Asia Management Japan Ltd. Managing Director (現任) 2017年9月 株式会社強羅花壇 代表取締役 (現任) 2019年2月 当社 入社 次長 (現任)	98,039株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>橋本 龍太郎氏は、当社の親会社を含むスターアジアグループのグループ企業でありますStar Asia Management Japan Ltd.のManaging Directorであります。会社経営における深い見識と経験を有しており、今後のスターアジアグループとの事業展開を促進させるための適切な人材と判断したため、取締役候補者といいたしました。</p>	
6	ほそ の さとし 細野 敏 (1980年8月28日生)	2003年4月 大和証券株式会社 入社 2005年5月 オリックス株式会社 入社 2006年5月 みずほ証券株式会社 入社 2012年11月 株式会社ザイマックス 入社 2015年1月 Star Asia Management Japan Ltd. Director (現任) 2018年12月 当社 入社 執行役員 (現任)	39,215株
		<p>【取締役候補者とした理由】</p> <p>細野 敏氏は、当社の親会社を含むスターアジアグループのグループ企業でありますStar Asia Management Japan Ltd.のDirectorであります。会社経営における深い見識と経験を有しており、今後のスターアジアグループとの事業展開を促進させるための適切な人材と判断したため、取締役候補者といいたしました。</p>	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
7	<p style="text-align: center;">うめ き あつ お 梅木 篤郎 (1963年10月9日生)</p>	<p>1986年4月 株式会社トーマン 入社                      2000年4月 株式会社トーマンビジネスサポート 入社                      2000年8月 株式会社明豊エンタープライズ 営業部長                      2001年1月 同社 常務取締役                      2002年8月 同社 代表取締役社長                      2009年1月 株式会社明豊プロパティーズ 代表取締役社長                      2012年2月 株式会社明豊エンタープライズ 代表取締役専務執行役員                      2012年10月 同社 代表取締役社長                      2015年8月 株式会社ハウスセゾンエンタープライズ 取締役                      2017年11月 スターアジア総合開発株式会社 代表取締役(現任)</p>	<p style="text-align: center;">一株</p>
<p><b>【取締役候補者とした理由】</b>                      梅木 篤郎氏は、当社の親会社を含むスターアジアグループのグループ企業でありますスターアジア総合開発株式会社の代表取締役であります。長年に渡り不動産業に従事し、同業界における豊富な経験と実績を有しております。今後のスターアジアグループとの事業展開を促進させるための適切な人材と判断したため、取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 候補者 マルコム・エフ・マククリーン4世氏は、現在当社の親会社でありますStar Asia Group LLC、SAO III GP Ltd.及びStar Asia Opportunity III LP並びにStar Asia Group LLCの子会社でありますStar Asia Management Ltd.の業務執行者であります。同氏の各社における地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
3. 候補者 増山 太郎氏は、現在当社の親会社でありますStar Asia Group LLC、SAO III GP Ltd.及びStar Asia Opportunity III LP並びにStar Asia Group LLCの子会社でありますStar Asia Management Ltd.の業務執行者であります。同氏の各社における地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
4. 候補者 橋本 龍太郎氏は、現在当社の親会社でありますStar Asia Group LLCの子会社でありますStar Asia Management Japan Ltd.の業務執行者であります。同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
5. 候補者 細野 敏氏は、現在当社の親会社でありますStar Asia Group LLCの子会社でありますStar Asia Management Japan Ltd.の業務執行者であります。同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
6. 候補者 梅木 篤郎氏は、現在当社の親会社でありますStar Asia Group LLCの子会社でありますスターアジア総合開発株式会社の業務執行者であります。同氏の同社における地位及び担当は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
1	あきやま こういち 秋山 耕一 (1959年4月14日生)	1987年6月 学校法人朝日学園 明生情報ビジネス専門学校 総務部課長代理 1998年4月 株式会社パレスフォト 総務部課長 2006年12月 当社 入社 管理本部経理部課長 2008年4月 当社 管理本部経理部長 2011年1月 当社 管理本部総務部長 2016年6月 当社 取締役管理本部長 (現任) 2016年6月 朝里川温泉開発株式会社 取締役 2016年6月 株式会社ベストウェスタンホテルズジャパン 取締役 2016年6月 株式会社フィーノホテルズ 取締役 2016年6月 株式会社バリュー・ザ・ホテル 取締役 2016年6月 株式会社バリュー・ザ・ホテル宮城 取締役	一株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 秋山 耕一氏は、長年に渡り経理総務業務等に従事し、当社の経理部長、総務部長等を歴任し、経営管理に係る豊富な経験と知見を有していることから、当社の監査等委員である取締役としての職責を果たすことができる適切な人材と判断したため、監査等委員である取締役候補者いたしました。			
2	はん だ たかし 半田 高史 (1967年2月9日生)	1990年10月 アーサー・アンダーセン会計事務所 入所 1996年5月 公認会計士登録 2005年5月 モルガン・スタンレー・キャピタル株式会社 ヴァイス・プレジデント 2011年5月 ホワイトベア国際監査法人 (現 Mazars WB監査法人) 設立 法人代表 (現任) 2014年6月 株式会社図研 監査役 (現任) 2017年5月 カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人 監督役員 (現任) 2017年12月 Mazars FAS 株式会社設立 代表取締役 (現任)	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 半田 高史氏は、長年に渡り公認会計士として業務に従事するとともに、会社の経営に携わり、当社の監査等委員である取締役としての職責を果たすことができる適切な人材と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者いたしました。			



候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の株式数
3	北添 裕己 (1966年6月24日生)	1990年4月 アンダーセンコンサルティング (現 アクセンチュア株式会社) シニアマネージャー 2002年10月 株式会社ヘッドストロング・ジャパン 金融サービス業部門長 2009年に副社長就任 2012年6月 株式会社キタゾエアンドカンパニー設立 代表取締役 (現任) 2015年7月 株式会社マネジメントソリューションズ 社外取締役 2016年11月 同社 常務取締役 2017年6月 同社 取締役副社長	一株
【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 北添 裕己 氏は、長年に渡り経営・ITコンサルティング業務に従事するとともに、会社の経営に携わり、当社の監査等委員である取締役としての職責を果たすことができる適切な人材と判断したため、監査等委員である社外取締役候補者といいたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 半田 高史 氏及び北添 裕己 氏は、社外取締役候補者であります。  
 3. 第2号議案「定款一部変更の件」及び本議案が承認可決された場合、当社は、秋山 耕一 氏、半田 高史 氏及び北添 裕己 氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額とする予定であります。  
 4. 当社は、半田 高史 氏及び北添 裕己 氏の選任が承認された場合は、両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

#### 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、2008年6月27日開催の第134回定時株主総会において、金銭報酬を年額200百万円以内（うち社外取締役分年額13百万円以内）、非金銭報酬を年額72百万円以内（うち社外取締役分年額7百万円以内）とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止し、新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、その報酬額を、これまでの取締役の報酬額を考慮して、金銭報酬として年額140百万円以内、非金銭報酬として年額50百万円以内とさせていただきたいと存じます。

なお、当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第2号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、7名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものとしたします。

## 第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、現在の取締役の報酬額を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を、金銭報酬として年額60百万円以内、非金銭報酬として年額22百万円以内とさせていただきたいと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第2号議案及び第4号議案が原案どおり承認可決されますと3名となります。

なお、本議案は、第2号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

以上









# 株主総会 会場ご案内図



**場 所** ベルサール神保町 2階イベントホール  
東京都千代田区西神田3-2-1

会場に駐車場のご用意はございませんので、公共交通機関をご利用下さい。

## 交通のアクセス

- 東西線 [九段下駅] 7番出口より 徒歩 3分
- 半蔵門線・新宿線 [九段下駅] 5番出口より 徒歩 4分
- 半蔵門線・新宿線・三田線 [神保町駅] A2番出口より 徒歩 5分
- 三田線 [水道橋駅] A2番出口より 徒歩 11分
- J R [水道橋駅] 西口出口より 徒歩 8分



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。